

福祉生活病院常任委員会資料

(平成24年5月21日)

〔件名〕

- 1 政府の今夏の電力需給対策への本県の対応について
(環境立県推進課)・・・1
- 2 東部広域行政管理組合の焼却施設に係る環境影響評価審査会の概要について
(環境立県推進課)・・・2
- 11 福山市のホテル火災を受けた本県の対応状況について
(住宅政策課)・・・4

生活環境部

政府の今夏の電力需給対策への本県の対応について

平成24年5月21日
環境立県推進課

1 今夏の需給見通し

政府は5月18日、エネルギー・環境会議と電力需給に関する検討会合の合同会議を開催し、今夏、関西電力管内などを中心に見込まれる電力需給逼迫への対応として、安定供給が可能と見込まれる中国電力管内の需要家に対して、猛暑であった夏のH22年度比▲5%以上を目標にした「数値目標を伴う節電」を要請することが決定された。

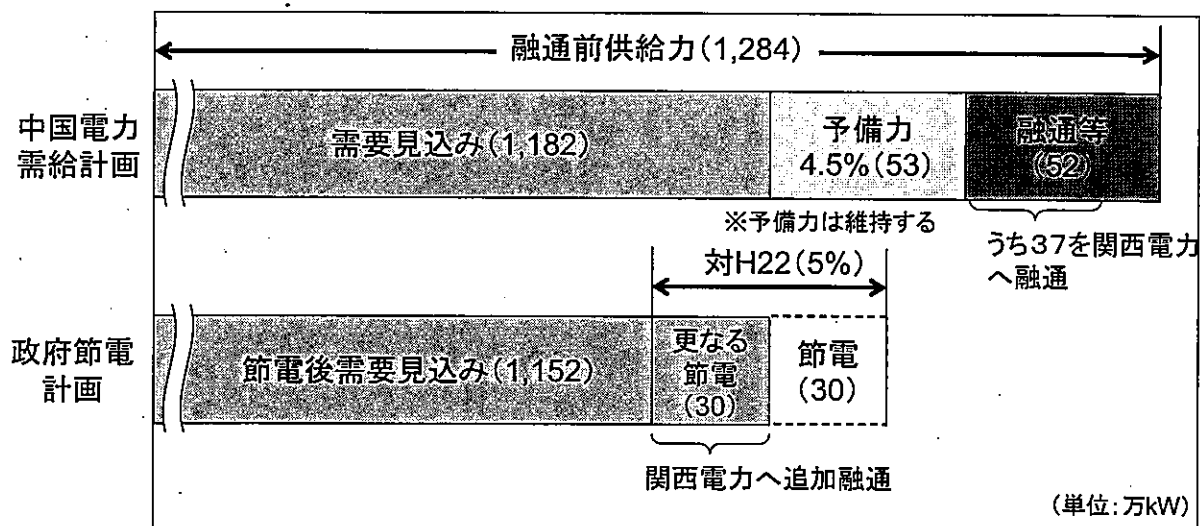
節電要請期間は、7月2日(月)～9月7日(金)(8月13日～15日を除く。)の平日、時間帯は9:00～20:00となっている。

中国電力管内では、昨夏以降、すでに30万kW程度の節電が定着していると見込まれることから、今夏の追加的な節電として、▲2.5%程度、30万kW程度の節電が目標となる。

【参考】その他の電力会社管内ごとの節電目標

関西▲15%以上、九州▲10%以上、北海道・四国▲7%以上、中部・北陸▲5%以上

※東北、東京電力管内も節電は求めるが数値目標は設定しない。



2 本県の対応

- 電力需給逼迫への対応は全国的な課題であり、政府からの要請でもあることから節電目標のH22年度比▲5%には協力していきたい。
- 具体的には、6月1日に開催される中国知事会議と中国経済連合会等も参加する中国地域発展推進会議において中国地方としての対応方針を決めて、足並みをそろえて取り組んでいく。
- 節電の要請に当たっては、中国電力と連携して具体の節電方法を示しながら県内企業に協力をお願いするほか、各家庭への広報に際しては熱中症対策にも配慮しながら効果的な啓発活動を検討していく。

東部広域行政管理組合の焼却施設に係る環境影響評価審査会の概要について

平成24年5月21日
環境立県推進課

東部広域行政管理組合が鳥取市河原町にて計画中の一般廃棄物焼却施設について、鳥取県環境影響評価条例に基づき、環境影響評価準備書に対する鳥取県環境影響評価審査会を開催した。

1 鳥取県環境影響評価審査会

- (1) 日時：平成24年5月18日（金）午後1時～午後5時
(2) 出席者：審査会委員13名のうち11名、県関係課、事業者
(3) 内容：

- ① 現地視察 建設予定地及び現況調査地点などを視察
② 議題
- ・ 会長及び副会長の選任
（会長：岡崎誠鳥取環境大学教授、副会長：高橋ちぐさ鳥取大学教授）
 - ・ 環境影響評価準備書の概要説明
 - ・ 今後のスケジュール など

(4) 主な意見：

- ・ 事業実施に伴う事後調査の重要性について
- ・ 工事実施等に伴う動植物の生育環境に及ぼす影響について
- ・ 環境影響評価にかかるデータの公開について
- ・ 環境影響評価結果に伴う土壌モニタリング地点追加について

* 準備書とは、環境影響評価結果の1次とりまとめ書

* 鳥取県環境影響評価審査会は、鳥取県環境影響評価条例の規定に基づき設置され、学識経験者から組織されており、環境影響評価に関する事項を調査審議する。

知事は、準備書等について、環境の保全の見地から意見を述べるときは、審査会の意見を聴くこととなっている。

2 計画中の焼却施設の概要

事業名称：東部広域行政管理組合可燃物処理施設整備事業

事業者：鳥取県東部広域行政管理組合 管理者 竹内功（鳥取市長）／ 鳥取市、岩美町、智頭町、若桜町、八頭町の1市4町で構成される一部事務組合

施設：一般廃棄物（可燃物）焼却施設（処理能力：270 t／日）

設置場所：鳥取市河原町山手ほか

3 環境影響評価条例手続きのスケジュール

(1) 手続きの全体の流れ

方法書 → (調査・予測・評価) → 準備書 → 評価書 → (許認可・事業着手) → 事後調査

(2) 手続きの進捗と今後のスケジュール

平成21年9月1日：方法書の公告・縦覧の開始（環境影響評価手続きの開始）

【方法書に対する環境影響評価審査会開催（3回）】

平成22年1月20日：方法書に対する知事意見提出

【環境アセス（調査・予測・評価）実施】

平成24年4月13日：準備書の公告・縦覧の開始（5月14日まで）

4月21日：準備書説明会の開催

5月18日：準備書に対する環境影響評価審査会開催

5月28日：事業者への県民意見提出期限

6月上旬（予定）：意見概要及び事業者見解の送付（県及び鳥取市）

【準備書に対する環境影響評価審査会開催（2回程度）】

9月上旬（予定）：準備書に対する知事意見提出期限（意見概要等送付から90日以内）

* 知事意見は、鳥取市長の意見を勘案し、事業者に提出された県民意見に配慮するとともに、環境影響評価審査会の意見を聴き、準備書に対する環境保全上の見地から提出

鳥取県環境影響評価審査会委員名簿（任期：平成24年4月13日～平成26年4月12日）

氏名	所属	役職	専門分野
おかざき まこと 岡崎 誠	鳥取環境大学 環境学部	教授	大気環境、環境政策
ますだ たかのり 増田 貴則	鳥取大学 工学部	准教授	水循環、流域管理、GIS、非特定汚染源、廃棄物循環
しみず かつゆき 清水 克之	鳥取大学 農学部	講師	灌漑排水、農地水門、水資源管理
こだま よしのり 小玉 芳敬	鳥取大学 地域学部	教授	河川地形、堆積相解析、地形実験、砂礫の破碎摩耗、流域の土砂収支
かどの あつのぶ 角野 貴信	鳥取環境大学 環境学部	講師	土壌学、植物栄養学、物質循環
おかだ たまみ 岡田 珠美	鳥取県生物学会	会員	動物・植物
ながまつ だい 永松 大	鳥取大学 地域学部	准教授	植物生態、個体群動態、生物多様性の保全、希少種、自然攪乱
たはら まり 田原 麻里	米子工業高等専門学校 物質工学科	准教授	植物生理、植物組織培養
たかはし ちぐさ 高橋 ちぐさ	鳥取大学 地域学部	教授	野生高等植物、ゲノム、遺伝子、生物教育、科学教育
おくら ひろか 小椋 弘佳	米子工業高等専門学校 建築学科	助教	景観、地域・都市計画
なかだ ゆうこ 仲田 優子	グリーンコープ生協 とっとり	理事	自然との触れ合い活動
おおにし かずなり 大西 一成	鳥取大学 医学部	助教	公衆衛生学
おだ てつや 小田 哲也 〔特別委員〕	鳥取大学 工学部	准教授	内燃機関、液体燃料、微粒化、燃焼特性、有害排出物質

全13名（内 男性8名 女性5名）

福山市のホテル火災を受けた本県の対応状況について

平成 24 年 5 月 21 日
消 防 防 災 課
くらしの安心局住宅政策課

5月13日に広島県福山市のホテルで7人が死亡する火災が発生したことを受け、本県においても翌日から消防局が類似の施設に対する緊急査察を実施しているほか、関係機関が連携して合同の立ち入り調査等を実施します。

1 福山市のホテル火災の概要

(1) 火災の概要（総務省消防庁による）

発生日時：平成 24 年 5 月 13 日（日）

発生場所：広島県福山市西桜町 1-1 2-24 ホテル・プリンス

被害者：死者 7 人（男性 3 人、女性 4 人）負傷者 3 人（重傷 2 人、軽傷 1 人）

火災概要：全焼

(2) 建物の概要（総務省消防庁による）

構造・階数：鉄筋コンクリート造 4 階建て（2 階部分一部木造）

用途：ホテル（1 階：駐車場、2～3 階：客室、4 階：機械室）

建築面積：513 m² 延べ面積：1,361 m²

(3) 建築経過

昭和 35 年 建築確認：木造 2 階建て、旅館、延べ面積 357 m²

昭和 42 年 建築確認：鉄筋コンクリート造 3 階建て、ホテル、延べ面積 912 m²

昭和 43 年 2 月 13 日 完了検査

※ その後建築確認申請はなされていない。

(4) 法令違反（いずれも詳細については調査中）

① 用途による耐火建築物要求（3 階建て以上のホテルは耐火建築物とすること）への不適合等

※ 福山市は、昭和 60 年から平成 23 年まで計 6 回防災査察を実施。現行法に不適合の事項について改善の指示。なお、当時福山市はこの建築物を既存不適格として扱っていた。

② 平成 15 年 9 月、福山地区消防組合の立入検査において消防用設備の点検の未実施、屋内消火栓設備の基準不適合、消防訓練の未実施の消防法違反 3 点を指摘。以降、立入検査を実施せず。防火対象物定期点検報告もなし。

2 本県の対応

(1) 5月14日から東・中・西部消防局が福山市のホテルに類似するホテル・旅館等を対象として緊急の立入検査を開始。

(2) 建築基準法を所管する県・市関係課と消防法を所管する各消防局等関係部局との連絡会議を開催し、効率的な立ち入り調査の実施及び改善措置の徹底について協議する。
開催日：5月23日午後2時から（於 倉吉市役所）

(3) (2) の協議の中で、昭和 46 年以前に新築された 3 階建て以上のホテル、旅館について所管消防局と所管特定行政庁合同の立ち入り調査を決定する。

(4) (1) 及び (3) の調査により、関係法令違反が認められた場合は速やかに是正指導を行う。

3 本県の類似施設（ホテル・旅館）の概要

(1) 建築基準法の定期報告

定期報告の対象としている類似施設数（延べ面積：300m²以上または3階以上）：291施設

<内訳（平成22年度分）>

特定行政庁	調査対象件数	報告件数	報告率	うち 法に適合	うち 管理不備	うち 既存不適格	うち 法に不適合
県（境港市、郡部）	134	89	66.4%	20	26	43	0
鳥取市	67	58	86.6%	10	30	18	0
倉吉市	20	12	60.0%	1	1	10	0
米子市	70	54	77.1%	14	7	30	3
合計	291	213	73.2%	45	64	101	3

※県の調査対象施設のうち未報告分25件については、平成23年度に立ち入り調査（消防局と合同）を実施。

4 消防法に基づくホテル・旅館等への立入検査実施状況等

(1) 実施状況 (平成 22 年度)

	東部消防局	中部消防局	西部消防局	計	全防火対象物数
ホテル・旅館等対象物数	185	111	213	509	20,737
立入検査件数	48	26	28	102	1,826
検査率	25.9%	23.4%	13.1%	20.0%	8.8%

※ 防火対象物 (立入検査対象) は、延べ面積 150 m²以上を対象

(2) 立入検査の計画

- ① 特定防火対象物 (県内約 5,000 箇所) は 3 年に 1 回、非特定防火対象物 (県内約 15,000 箇所) は 5 年に 1 回実施 (目標)

「特定防火対象物」・・・防火対象物のうち、不特定多数の者が出入りする防火対象物 (旅館・ホテル、病院、飲食店、福祉施設等)
「非特定防火対象物」・・・特定防火対象物以外の防火対象物 (工場、倉庫、事務所等)

- ② 消防局では年間を通じて、計画を立て立入検査を実施。
③ 9 月の防災の日 1 週間、春の火災予防運動週間は、県、市 (建築関係課) と合同で実施

5 福山市ホテル火災を受けた各消防局の緊急査察の実施 (ホテル・旅館等)

消防局	対象件数 (計画)	査察実施期間 (予定)	実施済件数	指示件数
東部消防局	22 件	5 月 15～18 日	13 件 (15 日現在)	12 件
中部消防局	17 件	5 月 15、16 日	17 件 (16 日現在)	16 件
西部消防局	28 件	5 月 14 日～6 月 1 日	5 件 (17 日現在)	3 件
計	67 件		35 件	31 件

注 1) 査察対象 ホテル・旅館等 (3 F 以上で過去に指示事項があった施設等)

注 2) 主な指示内容 防火管理者の未選任 (2) 消防計画の変更報告無し (6) 消防訓練の未実施 (20)
消防用設備の不備 (16) 消防用設備等点検の未実施、未報告 (13) 防災規制違反 (7)

(参考) 特殊建築物等の定期報告制度

- 建築基準法では、百貨店、旅館、ホテル等、不特定多数の者が利用する一定規模以上の建築物 (特殊建築物)、建築設備、昇降機等の所有者 (管理者がある場合は管理者) に対し、専門知識を有する資格者に定期的に 3 年以内に 1 回調査・検査させ、その結果を特定行政庁に報告 (定期報告) することを義務付けしている。
- 本県では、全県で 790 施設が報告対象となっており、2 年に一度、報告を求めている。
- 報告を怠り又は虚偽の報告をした場合、罰則規定の対象となる。(100 万円以下の罰金)